

令和 7 年 1 月 15 日 答申

事件番号 令和 6 年 (審) 第 7 号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 鈴木 晶雅

答申書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、大田区区民部課税課（以下「処分庁」という。）による令和 6 年 6 月 10 日付け令和 6 年度特別区民税・都民税・森林環境税の税額決定（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、処分庁が令和 6 年度特別区民税・都民税・森林環境税の税額決定において、年税額として 5,000 円を課したことに對して、審査請求人が、本件処分は違法・不当であるとしてその取消しを求める事案である。

2 関係法令等

本件に関する法令等の定めは、別紙本件に関する法令等の定めに記載したとおりである。

3 前提事実

- (1) 令和 6 年 3 月 15 日、審査請求人は、令和 5 年分確定申告（電子申告）において、合計所得金額は 961,733

円であり、同一生計配偶者及び扶養親族は存在しないと申告した。

- (2) 令和 6 年 6 月 10 日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- (3) 令和 6 年 6 月 13 日、審査請求人は、令和 6 年度特別区民税・都民税・森林環境税税額決定通知書（以下「**決定通知書**」という。）を持参して、処分庁に来庁し、配当割額 48,081 円と還付額 24,610 円の差額 23,471 円の内訳についての説明を求めた。処分庁は、審査請求人に対し、決定通知書を用いて、配当割額と還付額の差額である 23,471 円の内訳は、配当割等控除額の特別区民税分 11,852 円、都民税分 6,619 円、充当等額の均等割額 5,000 円であることを説明した。
- (4) 審査請求人は、令和 6 年 6 月 13 日、本件処分が違法・不当であるとして、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(5) **弁明書と反論書の提出**

ア 弁明書の提出

処分庁は、令和 6 年 7 月 10 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

イ 反論書の提出

審査請求人は、令和 6 年 8 月 6 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

(6) **口頭意見陳述**

大田区審理員は、令和 6 年 9 月 11 日、処分庁を出席させた上で、審査請求人から口頭意見陳述を受けた。

(7) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 6 年 10 月 8 日付けで、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(8) 諮問

審査庁は、令和 6 年 10 月 22 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、本件処分が、年税額の誤り又は課税非課税の判断に誤りがあるものとして、違法かどうかである。

なお、処分庁による審査請求人に対する説明については、末尾第 7 付言において言及する。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

自身の所得は、非課税である。

また、配当割額が 48,081 円、還付額が 24,610 円であることからすると、23,471 円の税金を支払ったことになるが、これは、年税額 5,000 円とされていることと整合しない。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人の令和 5 年分確定申告によると、審査請求人には同一生計配偶者及び扶養親族が存在しないため、審査請求人の令和 5 年中の合計所得金額が 45 万円以下である場合には、審査請求人に対して特別区民税及び都民税を課することができない。

審査請求人の令和 5 年中の合計所得金額は、45 万円超の 961,733 円であり、課税されない金額には該当しない。

配当割額 48,081 円に対する還付額 24,610 円の差額である 23,471 円について、明確に説明した。

したがって、本件処分は、適法かつ正当である。

3 審理員の意見の要旨

本件処分は、審査請求人が令和 5 年分確定申告にて申告した合計所得金額等に基づき、関係法令等に従い、適正に算定した額を課税するものといえ、違法な点は認められない。

また、処分庁は、疑問を呈して問合せをしてきた審査請求人に対し、配当割額と還付額の差額の内訳について説明をしている。したがって、本件処分が不当であるともいえない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 6 月 10 月 22 日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 11 月 22 日及び令和 7 年 1 月 15 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件処分は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分の適法性

(1) 審査請求人に課される年税額等について

上記第 2 の 2 の本件処分に係る根拠法令等に基づき、審査請求人に課されるべき年税額及び控除不足額を計算すると以下のとおりとなる。

ア 課税総所得金額 479,000 円

イ 所得割額

(ア) 特別区民税 28,740 円

$479,000 \text{ 円 (課税総所得金額)} \times 6\% = 28,740 \text{ 円}$

(イ) 都民税 19,160 円

$479,000 \text{ 円 (課税総所得金額)} \times 4\% = 19,160 \text{ 円}$

ウ 調整控除

(ア) 特別区民税 1,500 円

$50,000 \text{ 円} \times 3\% = 1,500 \text{ 円}$

(イ) 都民税 1,000 円

$50,000 \text{ 円} \times 2\% = 1,000 \text{ 円}$

エ 配当控除

(ア) 特別区民税 15,388 円

$961,733 \text{ 円 (配当所得)} \times 1.6\% = 15,388 \text{ 円}$

(1 円未満切上げ)

(イ) 都民税 11,541 円

$961,733 \text{ 円 (配 当 所 得) } \times 1.2\% = 11,541 \text{ 円 (1 円 未 満 切 上 げ)}$

オ 配当割額控除

(ア) 特別区民税 28,848 円

$48,081 \text{ 円 (配 当 割 額) } \times 5 \text{ 分 の } 3 = 28,848 \text{ 円 (1 円 未 満 切 捨 て)}$

(イ) 都民税 19,233 円

$48,081 \text{ 円 (配 当 割 額) } \times 5 \text{ 分 の } 2 = 19,233 \text{ 円 (1 円 未 満 切 上 げ)}$

カ 各種控除後の所得割額

(ア) 特別区民税 0 円

$28,740 \text{ 円 (所 得 割) } - 1,500 \text{ 円 (調 整 控 除) } - 15,388 \text{ 円 (配 当 控 除) } - 11,852 \text{ 円 (配 当 割 額 控 除) } = 0 \text{ 円}$

なお、所得割から調整控除と配当控除を差し引いた額よりも配当割額控除の方が多いため、11,852 円を配当割額控除として控除し、残額 16,996 円が控除不足額となる。

(イ) 都民税 0 円

$19,160 \text{ 円 (所 得 割) } - 1,000 \text{ 円 (調 整 控 除) } - 11,541 \text{ 円 (配 当 控 除) } - 6,619 \text{ 円 (配 当 割 額 控 除) } = 0 \text{ 円}$

なお、所得割から調整控除と配当控除を差し引いた額よりも配当割額控除の方が多いため、6,619 円を配当割額控除として控除し、残額 12,614 円が控除不足

額となる。

キ 控除不足額

(ア) 特別区民税 16,996 円

(イ) 都民税 12,614 円

ク 均等割額

(ア) 特別区民税均等割 3,000 円

(イ) 都民税均等割 1,000 円

ケ 森林環境税 1,000 円

コ 年税額

(ア) 特別区民税 3,000 円

0 円 (各種控除後の所得割額) + 3,000 円 (均等割額) = 3,000 円

(イ) 都民税 1,000 円

0 円 (各種控除後の所得割額) + 1,000 円 (均等割額) = 1,000 円

(ウ) 森林環境税 1,000 円

(エ) 年税額

3,000 円 (特別区民税) + 1,000 円 (都民税) + 1,000 円 (森林環境税) = 5,000 円

(2) 本件処分の適法性

ア 審査請求人は、自身の所得は、非課税であると主張する。

また、配当割額が 48,081 円、還付額が 24,610 円であることからすると、23,471 円の税金を支払ったことになるが、これは、年税額が 5,000 円とされていることと整合しないと主張する。

イ しかし、審査請求人の令和 5 年分確定申告によれば、審査請求人には、同一生計配偶者及び扶養親族が存在しないことから、所得割及び均等割が課されないのは、令和 5 年の合計所得金額が 45 万円以下の場合であるところ、審査請求人の令和 5 年の合計所得金額は、審査請求人自身の確定申告のとおり 961,733 円であり、45 万円を上回るため、所得割及び均等割が課されない要件を満たしていない。このため、審査請求人には、所得割及び均等割が課されるどころ、所得割については、上記のとおり、特別区民税として 28,740 円、都民税として 19,160 円の合計 47,900 円と算出され、調整控除及び配当控除の合計 29,429 円を控除した 18,471 円を納付すべきこととなった。

そして、審査請求人は、令和 5 年度中に受領した上場企業配当金（配当所得）から、地方税（都民税及び特別区民税）として 48,081 円を特別徴収され、令和 5 年分の確定申告書に上記の配当所得を記載することを選択した。この場合、同配当所得を含めて都民税及び特別区民税の普通徴収税額が計算されるため、特別徴収済みの地方税との二重課税を避ける必要が生じる。そのため、上記の特別徴収された額は、申告後に賦課されるべき都民税及び特別区民税（所得割額）から調整控除及び配当控除の合計 29,429 円を控除した後の 18,471 円から、配当割額控除（特別区民税 11,852 円及び都民税 6,619 円の合計 18,471 円）がなされ、0 円となった上さらに、特別徴収された額のうち、配当割額で控除し切れなかつ

た額は、還付すべきこととなった。ただし、特別区民税及び都民税にかかる均等割額及び森林環境税（合計 5,000 円）は、還付すべき金額（29,610 円）をもって充当されるため、最終的な還付額は 24,610 円となった（つまり、特別徴収された上場企業配当金（配当所得）にかかる地方税（都民税及び特別区民税）48,081 円の充当等により、審査請求人が普通徴収で納付すべき金額の計算上、別途の納付を要しないこととなった金額は、所得割 18,471 円分と均等割額及び森林環境税額 5,000 円の合計 23,471 円であり、審査請求人が「税金を支払ったことになる」と問題視する金額の全額であるから、審査請求人の負担の根拠は、審査請求人の問題視する金額全額について存在している。）。

以上のとおり、本件処分は、審査請求人が令和 5 年分確定申告にて申告した合計所得金額等に基づき、上記第 2 の 2 の関係法令等に従い、適正に算定した額を課税するものといえ、年税額の誤り又は課税非課税の判断に誤りはない。

2 結論

よって、本件処分に違法な点は認められず、不当となる余地もないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

第 7 付言

本件審査請求に対する当審査会の意見は、「第 1 答申の趣旨」記載のとおりである。もっとも、本件の経緯に照らし、

当審査会は、次のとおり若干の付言を行うこととする。

審査請求人は、処分庁による説明態度に不満を持ち、また、処分庁の説明によっても本件処分並びに納税通知書及び還付充当等通知書の十分な理解には至らなかったようであり、これらの点が本件審査請求の動機に含まれるものと推測される。

まず、処分庁の説明について言えば、処分庁は、令和 6 年 6 月 13 日、疑問を呈して問合せをしてきた審査請求人に対し、審査請求書「審査請求の理由」欄にも記載され審査請求人の主要な関心の対象となっていたはずの配当割額 48,081 円、還付額 24,610 円及び年税額 5,000 円について、配当割額 48,081 円と還付額 24,610 円の差額 23,471 円の内訳は配当割額控除の特別区民税分 11,852 円、都民税分 6,619 円、充当等額の均等割額 5,000 円であること等の説明を行っていることが認められ、この説明内容に誤りはない。そして、仮に処分庁の説明態度が審査請求人にとって不満を感じさせるものであったとしても、そのことが本件処分自体の適法性に影響することはない。

次に、納税通知書及び還付充当等通知書について言えば、配当割額控除（特別区民税分と都民税分の合計 18,471 円）は、特別徴収により課税と徴収が終了しており普通徴収にかかる納税通知書には課税額としては記載されず（重複して普通徴収しないよう控除額として記載されるのみである。）、特別区民税分及び都民税分にかかる均等割額及び森林環境税（合計 5,000 円）は、還付額により充当されるものの納税通知書による普通徴収により課税されるものであるため同通知書に記載されている。

また、還付充当等通知書の充当等合計額欄に記載されるのは賦課決定後、納税通知書を発した後の金額にかかる充当関係であり、納税通知書を発する前の充当関係ではない。前記のとおり、審査請求人の特別区民税分及び都民税分にかかる均等割額及び森林環境税（合計 5,000 円）は、還付合計額 24,610 円を算定する段階で考慮されるものであって、充当等合計額欄に記載されるものではない。

両通知書の項目及び内容に誤りはなく、仮に審査請求人が通知書の内容を完全に理解するに至らなかったとしても、そのことは本件処分自体の適法性に影響しない。

もとより、処分庁において、課税内容が納税者の理解と納得を得られるように通知書の項目及び内容に工夫を重ねるべきこと、また、疑問を抱く納税者に対し可能な限り分かりやすく丁寧な説明を心がけるべきことは言うまでもないが、これらに対する審査請求人の不満が本件処分の適法性に影響するものではない。

以上

大田区行政不服審査会
会長 廣瀬 正 司
委員 久保田 陽 子
委員 金 矢 拓

本件に関する法令等の定め

1 規定の準用及び読替え

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 2 項は、同法中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用し、この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」と読み替える旨を定めている。

2 課税標準

地方税法第 32 条第 1 項は、個人の道府県民税について、所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする旨を定めており、同条第 2 項は、これらの所得金額は、地方税法又は同法に基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の例によって算定する旨を定めている。また、地方税法第 313 条第 1 項及び第 2 項は、市町村民税について、同様の定めを置いている。

東京都都税条例（昭和 25 年条例第 56 号。以下「都条例」という。）第 24 条の 3 は、個人の都民税について、また、大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号。以下「区条

例」という。) 第 15 条第 1 項及び第 2 項は、特別区民税について、同様の定めを置いている。

3 所得割の税率

地方税法第 35 条第 1 項は、個人の道府県民税の所得割の額について、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 4 の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする旨を定め、同条第 2 項は、同条第 1 項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ同法第 34 条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいうと定めている。

同法第 314 条の 3 第 1 項は、市町村民税の所得割の額について、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に 100 分の 6 の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする旨を定め、同条第 2 項は、同条第 1 項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいうと定めている。

都条例第 24 条の 4 は、個人の都民税について、また、区条例第 18 条第 1 項及び第 2 項は、特別区民税について、同様の定めを置いている。

4 調整控除

地方税法第 37 条第 1 号は、個人の道府県民税について、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が 200 万円以下である場合、同号イ及びロに掲げ

る金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 2 に相当する金額を控除する旨を定め、同法第 314 条の 6 第 1 号は、市町村民税について、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が 200 万円以下である場合、同号イ及びロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額を控除する旨を定めている。

5 配当控除

地方税法附則第 5 条第 1 項は、個人の道府県民税について、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得があるときは、当該配当所得の金額の 100 分の 1.2 に相当する金額を所得割の額から控除する旨を定め、同条第 3 項は、市町村民税について、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得があるときは、当該配当所得の金額の 100 分の 1.6 に相当する金額を所得割の額から控除するものとする旨を定めている。

6 配当割額控除

地方税法第 37 条の 4 は、個人の道府県民税の所得割において、同法第 32 条第 13 項に規定する確定申告書に記載した特定配当等の額について配当割額を課された場合に、当該配当割額に 5 分の 2 を乗じて得た金額を所得割の額から控除する旨を定めている。

同法第 314 条の 9 第 1 項は、市町村民税の所得割において、同法第 313 条第 13 項に規定する確定申告書に記載した特定配当等の額について配当割額を課された場合に、当該配当割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を所得割の額から控除する旨を定めている。

7 控除不足額の充当及び還付

地方税法第 314 条の 9 第 2 項は、同条第 1 項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付する旨を定めている。また、同条第 2 項は、市町村が還付する場合、当該納税義務者の同条第 1 項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 2 条第 5 号に規定する森林環境税に係る徴収金（以下「市町村徴収金」という。）があるときは、地方税法第 17 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該還付をすべき市町村の長に対し、当該還付をすべき金額により市町村徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす旨を定めている。また、地方税法第 314 条の 9 第 3 項は、個人の道府県民税について、同様の定めを置いている。

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「施行令」という。）第 48 条の 9 の 3 第 1 項は、市町村長は、地方税法第 314 条の 9 第 1 項の納税義務者に同条第 2 項又は第 3 項に規定する控除することができなかつた金額（以下「控除不足額」という。）がある場合には、当該納税義務者の同法第 314 条の 9 第 1 項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税の同法第 17 条の 4 に規定する賦課決定後、納税通知

書を発する前に、当該控除不足額のうち同法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税を納付し、又は納入するものとする旨を定めている。

施行令第 48 条の 9 の 4 第 1 項は、控除不足額のうち前条第 1 項及び第 3 項の規定による納付又は納入をすることができなかつた部分の金額があるときは、当該金額を還付するものとする旨を定めている。

8 均等割の税率

地方税法第 38 条は、個人の道府県民税の均等割の標準税率を 1,000 円とする旨を定め、同法第 310 条は、個人の市町村民税の均等割の標準税率を 3,000 円とする旨を定めている。

都条例第 24 条の 6 は、個人の都民税の均等割の税率を 1,000 円とする旨を定め、また、区条例第 13 条は、特別区民税の均等割の税率を 3,000 円とする旨を定めている。

9 森林環境税

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 5 条は、森林環境税の税率を 1,000 円とする旨を定めている。

10 特別区民税及び都民税の非課税の範囲

地方税法附則第 3 条の 3 第 1 項は、道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年の所得について同法第 32 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算し

た金額以下である者に対しては、同法第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割を課することができない旨を定めている。また、地方税法附則第 3 条の 3 第 4 項は、市町村民税について、同様の定めを置いている。

地方税法第 295 条第 3 項は、市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない旨を定めている。

同法第 24 条の 5 第 3 項は、道府県は、第 295 条第 3 項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課することができない旨を定めている。

区条例第 10 条第 2 項は、地方税法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない旨を定めている。